

# ブラジル連邦共和国憲法1988 目次

## 前 文

第 I 編 基本原則について (1～4 条)

## 第 II 編 基本的権利および保障について

第 I 章 個人および集団の権利と義務について (5 条)

第 II 章 社会権について (6～11 条)

第 III 章 国籍について (12～13 条)

第 IV 章 参政権について (14～16 条)

第 V 章 政党について (17 条)

## 第 III 編 国家組織について

第 I 章 政治行政組織について (18～19 条)

第 II 章 連邦について (20～24 条)

第 III 章 連邦諸州について (25～28 条)

第 IV 章 市郡について (29～31 条)

第 V 章 連邦区および直轄領について

第 I 節 連邦区について (32 条)

第 II 節 直轄領について (33 条)

第 VI 章 干渉について (34～36 条)

第 VII 章 公共行政について

第 I 節 一般規定 (37～38 条)

第 II 節 文民公務員について (39～41 条)

第 III 節 軍人公務員について (42 条)

第 IV 節 地域について (43 条)

## 第IV編 権力組織について

## 第I章 立法権について

- |        |                    |          |
|--------|--------------------|----------|
| 第I節    | 国会について             | (44~47条) |
| 第II節   | 国会の権能について          | (48~50条) |
| 第III節  | 下院について             | (51条)    |
| 第IV節   | 連邦上院について           | (52条)    |
| 第V節    | 下院議員および上院議員について    | (53~56条) |
| 第VI節   | 集会について             | (57条)    |
| 第VII節  | 委員会について            | (58条)    |
| 第VIII節 | 立法手続について           |          |
| 第I分節   | 一般規定               | (59条)    |
| 第II分節  | 憲法の改正について          | (60条)    |
| 第III分節 | 法律について             | (61~69条) |
| 第IX節   | 会計, 財政および予算の監査について | (70~75条) |

## 第II章 行政権について

- |       |                       |          |
|-------|-----------------------|----------|
| 第I節   | 共和国大統領および副大統領について     | (76~83条) |
| 第II節  | 共和国大統領の権限について         | (84条)    |
| 第III節 | 共和国大統領の責任について         | (85~86条) |
| 第IV節  | 国務大臣について              | (87~88条) |
| 第V節   | 共和国顧問会議および国家防衛審議会について |          |
| 第I分節  | 共和国顧問会議について           | (89~90条) |
| 第II分節 | 国家防衛審議会について           | (91条)    |

## 第III章 司法権について

- |       |                     |            |
|-------|---------------------|------------|
| 第I節   | 一般規定                | (92~100条)  |
| 第II節  | 連邦最高裁判所について         | (101~103条) |
| 第III節 | 高等連邦裁判所について         | (104~105条) |
| 第IV節  | 連邦地方裁判所および連邦裁判官について | (106~110条) |
| 第V節   | 労働裁判所および労働裁判官について   | (111~117条) |

第VI節	選挙裁判所および選挙裁判官について	(118～121条)
第VII節	軍事裁判所および軍事裁判官について	(122～124条)
第VIII節	州裁判所および州裁判官について	(125～126条)
第IV章	司法行政に不可欠な職務について	
第I節	検察庁について	(127～130条)
第II節	連邦総弁護庁について	(131～132条)
第III節	弁護士職務および公共弁護局について	(133～135条)
第V編	国家および民主主義制度の擁護について	
第I章	国防事態および戒厳事態について	
第I節	国防事態について	(136条)
第II節	戒厳事態について	(137～139条)
第III節	一般規定	(140～141条)
第II章	国軍について	(142～143条)
第III章	公共の治安について	(144条)
第VI編	租税および予算について	
第I章	国家租税制度について	
第I節	一般原則について	(145～149条)
第II節	課税権の制限について	(150～152条)
第III節	連邦税について	(153～154条)
第IV節	州税および連邦区税について	(155条)
第V節	市郡税について	(156条)
第VI節	租税収入の配分について	(157～162条)
第II章	公共財政について	
第I節	一般規範	(163～164条)
第II節	予算について	(165～169条)
第VII編	経済および金融の秩序について	
第I章	経済活動の一般原則について	(170～181条)
第II章	都市政策について	(182～183条)

第Ⅲ章 農業および農地政策ならびに農地改革について	(184～191条)
第Ⅳ章 国家金融制度について	(192条)
第Ⅷ編 社会秩序について	
第Ⅰ章 一般規定	(193条)
第Ⅱ章 社会保険について	
第Ⅰ節 一般規定について	(194～195条)
第Ⅱ節 保健について	(196～200条)
第Ⅲ節 社会保障について	(201～202条)
第Ⅳ節 社会扶助について	(203～204条)
第Ⅲ章 教育，文化およびスポーツについて	
第Ⅰ節 教育について	(205～214条)
第Ⅱ節 文化について	(215～216条)
第Ⅲ節 スポーツについて	(217条)
第Ⅳ章 科学および技術について	(218～219条)
第Ⅴ章 社会通信について	(220～224条)
第Ⅵ章 環境について	(225条)
第Ⅶ章 家族，児童，青年および老人について	(226～230条)
第Ⅷ章 原住民について	(231～232条)
第Ⅸ編 憲法一般規定について	(233～245条)
憲法暫定規定	(1～70条)